

自転車交通違反に反則金!

2026.4.1.からはじまります。

- 自転車の交通ルールを守らないと、交通違反になります。
- 交通違反をすると反則金というお金を払わないといけません。
- 対象者（反則金を払わないといけない人）は16歳以上の人です。



交通違反の種類

※自転車の交通違反は全部で113種類あります。ここに書いていない違反もあります。

※わからないことは近くの警察署で聞いてください。

- 携帯電話を使いながら自転車を運転するのは違反です。
反則金 ¥12,000
- 踏切の手前では、一度止まって安全確認をしないと違反です。
反則金 ¥6,000
- 信号を守らないと違反です。進んでいいのは、青信号(緑色の信号)の時だけです。
反則金 ¥6,000
- 道路の右側を走ると違反です。
反則金 ¥6,000
- 『止まれ』の標識のある場所では、一度止まって安全確認をしないと違反です。
反則金 ¥5,000
- イヤホンをつけて、音楽を聴くなど、周りの音が聞こえないような状態で運転すると違反です。
反則金 ¥5,000
- 傘をさして自転車を運転することは違反です。
反則金 ¥5,000
- 自転車で大きな荷物を載せて走ると違反です。
反則金 ¥5,000
- 夜、自転車の電気をつけずに運転すると違反です。
反則金 ¥5,000
- 1台の自転車に他の人と一緒に乗ると違反です。
反則金 ¥3,000
- 歩道を走ると違反です。次の①～③の時は歩道を走ることができます。
反則金 ¥6,000

 - 歩道を走ってもいいという標識がある時。
 - 12歳以下の子どもと、70歳以上の人、身体に障害がある人。
 - 道路を走る車がたくさんいる時、道路の幅が狭い時。

チャイルドシートを使えば、小学生になる前の子ども(6歳までの子ども)と一緒に乗ることができます。運転できるのは16歳以上の人です。一緒に乗ることができるのは、子ども2人までです。

交通違反をすると、警察官から青切符(交通違反の書類)と反則金の納付書

(お金を払うための書類)を渡されます。
決められた日までに、納付書を銀行や郵便局などに持って行き、反則金を払えば手続きは終わりです。
決められた日までに、反則金を払わないと、裁判になる可能性があります。

自転車もルールを守って安全に! 岐阜県警察

